

| NO | 配布先 | 区役名 |
|----|---------|-------|
| 1 | 自主防災会会長 | 区長 |
| 2 | 顧問 | 顧問 |
| 3 | 相談役 | 相談役 |
| 4 | 副会長 | 副区長 |
| 5 | 防災部長 | 総務委員 |
| 6 | 渉外部長 | 第4町内 |
| 7 | 記録部長 | 第3町内 |
| 8 | 記録副部長 | 総務委員 |
| 9 | 施設部長 | 第2町内 |
| 10 | 会計部長 | 会計委員 |
| 11 | 監査部長 | 監査委員 |
| 12 | 総務部長 | 第5町内 |
| 13 | 情報部長 | 第6町内 |
| 14 | 避難誘導部長 | 監査副委員 |
| 15 | 救出・救護部長 | 第7町内 |
| 16 | 給水・給食部長 | 第8町内 |
| 17 | 消火部長 | 第1町内 |
| | | |
| | | |

〔淀橋区〕
自主防災会
活動マニュアル

【第3版】

引継ぎ用
 この自主防災会活動マニュアルは、淀橋区自主防災会を
 任期満了などで、退任した場合は、後任者に引き継ぎを
 又は、自主防災会長に返却をお願いします。

淀橋区自主防災会

改訂日 2024年07月15日

制定日 2016年02月13日

自主防災会活動マニュアル改訂履歴

| 制定年月日 | 版番号 | | 確認 | 作成 |
|-------------|-----|--|----|----|
| 2016年02月13日 | 第1版 | 新設 | | |
| | | | | |
| 改訂年月日 | 版番号 | 改訂理由 | 確認 | 作成 |
| 2019年01月15日 | 第2版 | | | |
| | | | | |
| 2024年07月15日 | 第3版 | 令和4年4月 静岡県地域防災活動マニュアルの 改訂に伴い、自主防災活動マニュアルを 改訂する。 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

自主防災会活動マニュアル目次

| | | |
|--------------------------------------|-------|---------|
| 第 1 章 自主防災組織とは | ----- | |
| 1. はじめに | ----- | 1 |
| 2. 自助、共助、公助 | ----- | 2 |
| [富士宮市防災格言16カ条] | ----- | 3 |
| 3. 自主防災会の目的 | ----- | 4 |
| 4. 自主防災会の必要性 | ----- | 4 |
| 5. 自主防災組織の役割 | ----- | 4 |
| 6. 淀橋区自主防災会の組織 | ----- | 5 |
| 7. 淀橋区自主防災会役員の役割 | ----- | 6 |
| 8. 地震発生時の避難方法についての 淀橋区一次避難地と広域避難所 | ----- | 9 10 |
| 9. 自主防災組織で行う、要配慮への支援 | ----- | 11 |
| [1] 「災害対策基本法」の改正 | ----- | 11 |
| [2] 要配慮者とは | ----- | 11 |
| [3] 避難行動要支援者とは | ----- | 12 |
| [4] 情報伝達や避難行動、避難生活の支援 | ----- | 12 |
| [5] [避難行動要支援者]の 避難行動支援の取組み | ----- | 12 |
| 第 2 章 平常時の防災活動 | ----- | 15 |
| 1. 自主防災の活動 | ----- | 15 |
| 2. 自主防災活動への参加 | ----- | 15 |
| 3. 各種様式の点検・整備 | ----- | 16 |
| 4. 区民への防災知識の普及や啓発 | ----- | 17 |
| 5. 防災巡視や防災点検 | ----- | 17 |
| 6. 防災訓練の実施と訓練結果の不備の改善 | ----- | 17 |
| 7. 地域防災訓練の方法 | ----- | 18 |
| 8. 総合防災訓練 | ----- | 19 |
| 8-1. 総合防災訓練の目的 | ----- | 19 |
| 8-2. 防災訓練の実施時期 | ----- | 19 |
| 8-3. 個別訓練 | ----- | 20 |
| 8-4. 災害図上訓練（DIG） | ----- | 23 |
| 災害図上訓練（DIG）とは | ----- | 23 |
| 8-5. 体験イベント型訓練 | ----- | 24 |
| 8-6. 防災訓練の実施と 訓練結果の不備の改善 | ----- | 24 |

自主防災会活動マニュアル目次

第 3 章 災害時の防災活動

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 1. 地震が発生した場合の時間的経過と 自主防災活動 | ----- | 25 |
| 2. 災害応急活動に関する情報収集・伝達活動 | ----- | 27 |
| 3. 初期消火活動 | ----- | 27 |
| 4. 救出・救助活動 | ----- | 27 |
| 5. 避難行動（緊急避難） | ----- | 28 |
| [5 - 1] 地震時の行動（緊急避難） | ----- | 28 |
| [5 - 2] 火山噴火時の行動 | ----- | 28 |
| [5 - 3] 避難誘導時の行動 | ----- | 29 |
| [5 - 4] 避難所生活 | ----- | 29 |
| 6. 給食・給水活動 | ----- | 30 |
| 7. 応急救護活動 | ----- | 30 |
| 8. クラッシュ症候群（挫滅症候群） | ----- | 30 |
| 9. トリアージとは | ----- | 32 |
| 10. エコノミークラス症候群 | ----- | 34 |

第 4 章 災害時の備え

| | | |
|----------------------------|-------|----|
| 1. 防災資機材の整備 | ----- | 35 |
| 目的別の主な防災資機材 | ----- | 36 |
| 2. 家庭内対策の促進 | ----- | 37 |
| [2 - 1] 家屋の耐震診断と補強 | ----- | 37 |
| [2 - 2] ブロック塀の点検と改善 | ----- | 37 |
| [2 - 3] ガラスの飛散防止 | ----- | 37 |
| [2 - 4] 家具類、電化製品の転倒・落下防止 | ----- | 38 |
| [2 - 5] 出火防止 | ----- | 38 |
| [2 - 6] 非常持出品の準備 | ----- | 38 |
| [2 - 7] 食料・飲料水の備蓄 | ----- | 39 |
| [2 - 8] 赤ちゃんのいる家庭では | ----- | 39 |
| [2 - 9] 妊婦のいる家庭では | ----- | 39 |
| [2 - 10] 生活全般に支援が必要な要配慮者 | ----- | 39 |
| [2 - 11] アレルギーをもつ子供がいる家庭 | ----- | 40 |
| [2 - 12] 安否確認 | ----- | 40 |
| 3. 命のパスポート | ----- | 40 |
| 4. 災害伝言ダイヤル「171」 | ----- | 40 |
| 自主防災会活動マニュアルの見直し | ----- | 40 |

第 1 章 自主防災組織とは

1. はじめに

- (1) 「東海地震を含む南海トラフ巨大地震地震説」が発表以来、静岡県は、全国に先駆けて、静岡県と県民が一体となって巨大地震、風水害などから身を守るために十分な防災対策に取り組んでいます。
- (2) 富士宮市では、地域の住民で構成する**自主防災会組織**は、「共助」の要として位置づけられ、「**みんなの地域は、みんなで守る**」という、地域住民の連携に基づき、防災活動を行い、防災訓練の実施し、地域防災力の向上に貢献します。
- (3) 市では、大規模災害が発生した場合には、「**富士宮市災害対策本部**」を市役所地下1階に開設し、各地区の自主防災会と連携します。

- (4) 我が国に甚大な被害を与えた過去の地震

1923年9月の「関東大震災」のM7.9

1944年12月の「東南海地震」のM7.9

1946年12月の「東南海地震」のM8.4

1964年06月の「新潟地震」のM7.5

1993年07月の「北海道南西沖地震」のM7.8

1995年「阪神・淡路大震災」のM7.4

2007年07月の「新潟中越地震」のM6.8

2009年08月の「駿河湾沖地震」のM6.8

2011年03月の「東日本大震災」のM9.0

2024年01月の「能登半島地震」のM7.6

では、甚大な被害を与え、津波からの避難などの緊急時行動・対応の教訓を残しました。

- (5) この教訓などを踏まえ、平成25年6月に

「静岡県第4次地震被害想定」では、

① 「レベル1」

東海・東南海・南海トラフでは、「100年～150年に1回」以上発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波です。

② 「レベル2」

発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な大きな被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波です。

2. 自助、共助、公助

- (1) 大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐためには、県、市町の対応の【公助】だけでは限界があり、難しい場合があります。
- (2) 防災活動を組織的に取り組むには、【自助、共助、公助】により、災害時の被害を軽減することができます。

① 「自助」

自分の身は、自分で守る。

② 「共助」

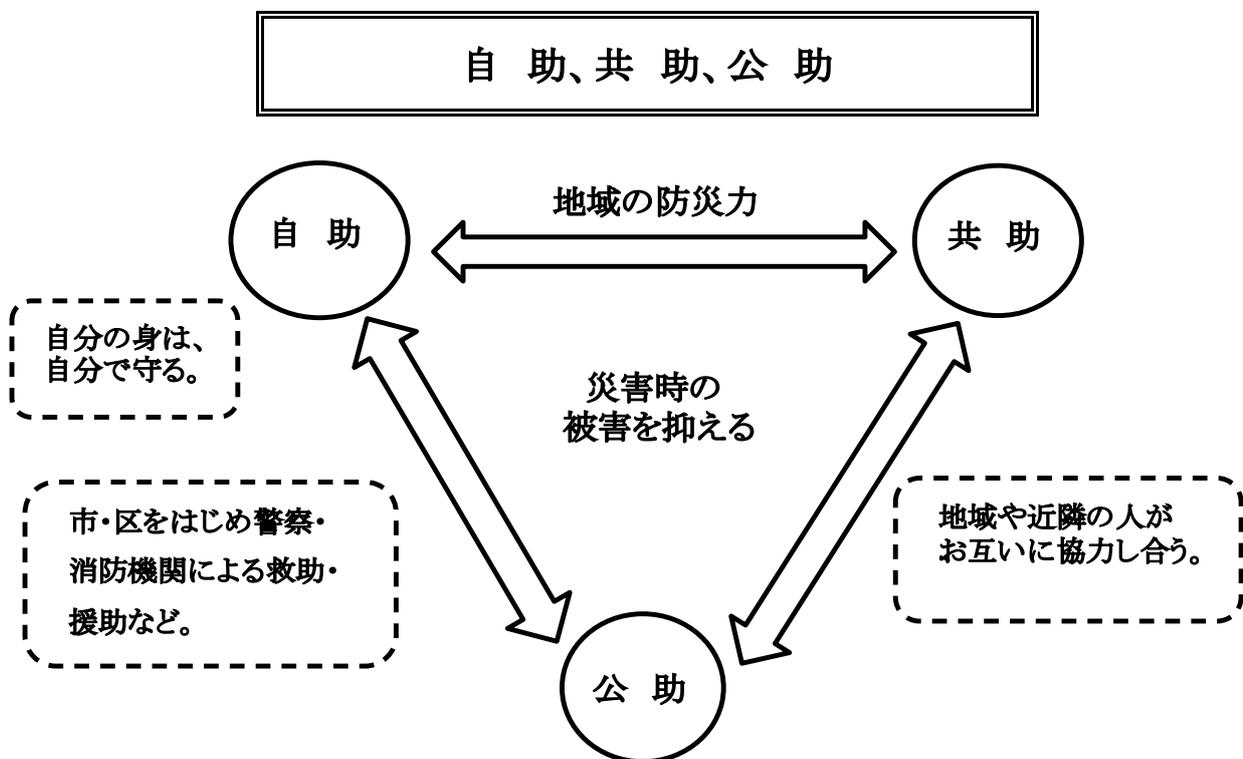
地域や近隣の人がお互いに協力し合い、自分たちで守る。

- ・「我が家は大丈夫！」の黄色いハンカチ作戦は、救出・救助の必要がない場合に玄関先などに掲げる。
- ・「他人の命を守る」と言い、助けが必要な人をいち早く救出する。

③ 【公助】

市・区をはじめ警察・消防機関による救助・援助などです。

行政による支援には、限界があります。



〔富士宮市防災格言16カ条〕

- (1) 地域、組織は運命共同体！
- (2) 遠くの親戚より、近くの隣保共助！
- (3) 悲観的に準備して、楽観的に行動せよ！
- (4) 自主防災とは、自守であり、他力本願で大切な人は守れない！
- (5) あっ地震、小さな揺れで防災訓練！
- (6) 誰かがやるだろうは、誰もやらない！
- (7) すべての防災は、事前対策にある！
- (8) 命を守る防災大掃除、命を捨てるな、モノ捨てる！
- (9) 地震時は、揺れが収まってからでも、火は消せる！
- (10) 災害時、離れた家族と連絡！
NTTの災害伝言ダイヤル「171」で連絡。
- (11) 地震で持ち出すのは、命だけ！
- (12) 地震時は、守れ頭部と目と頸動脈！
- (13) 地震後は、隣近所に声かけよ！
- (14) 地震は、人を殺さない。家や家具に殺される！
- (15) 人は皆、自分だけは死なないと思っている！
公助
- (16) いつか来ると思っていたが、
まさか、今日来るとは思わなかった！

3. 自主防災会の目的

自主防災会は、大規模災害時に、区民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。

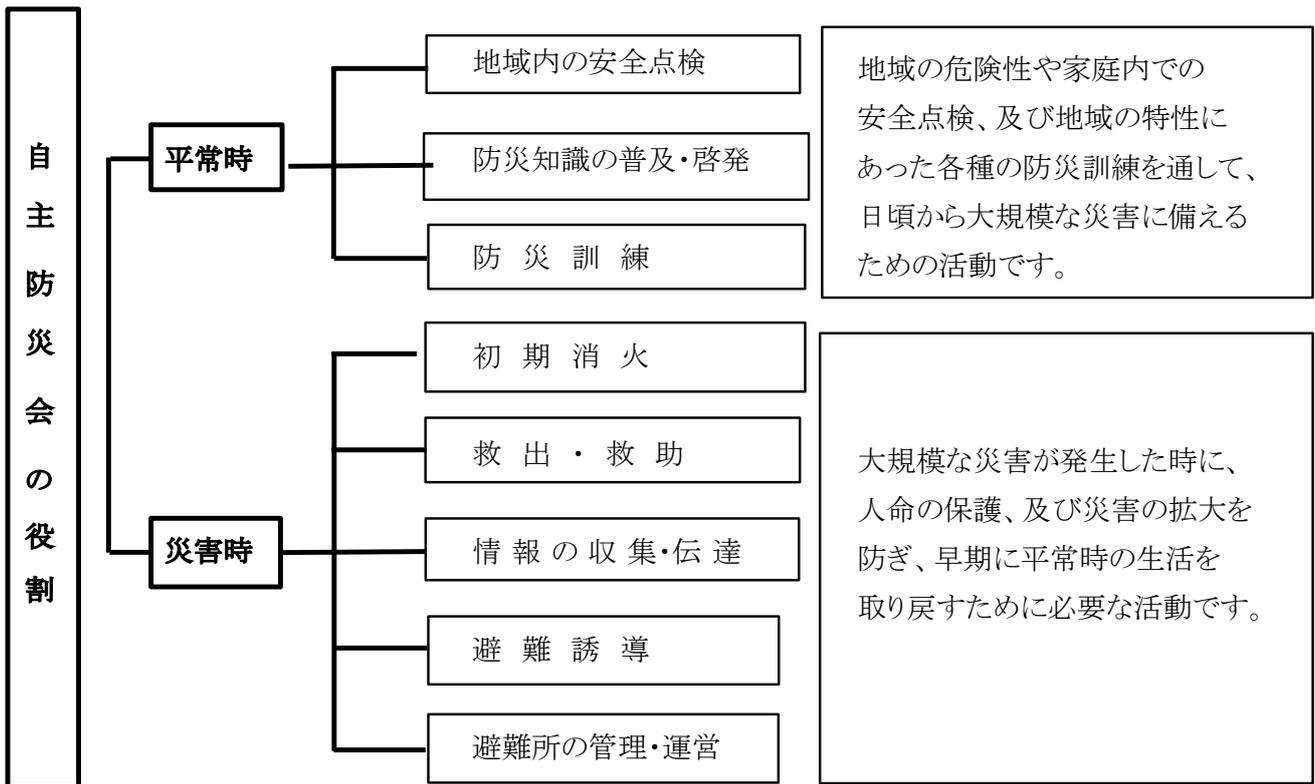
4. 自主防災会の必要性

東海地震を含む、南海トラフの巨大地震(地震・津波災害)などから、「**自分や家族の命を守る**」ためには、さまざまな被害の発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかし、ひとたび、大地震が発生すると災害の拡大を防ぐためには、危険や困難を伴う場合があるなど、個人や家族の力だけでは限界があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まってお互いに協力し合いながら、防災活動に取り組むことが必要です。災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが、「**自主防災組織**」です。

5. 自主防災組織の役割

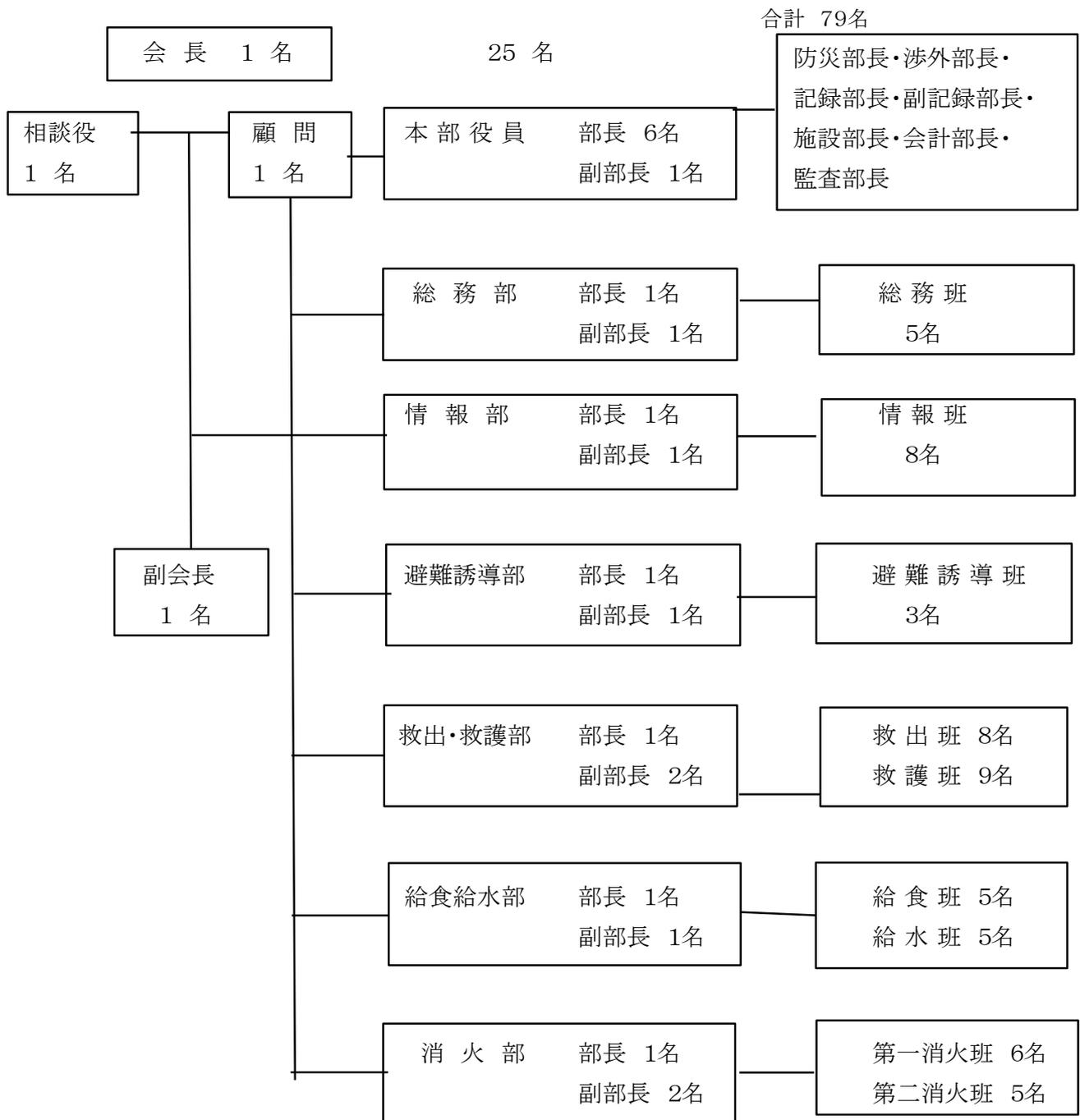
自主防災会は、大規模な災害が発生した際、区域住民が的確に行動し、被害を止めるため、「**平常時**」は地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害などに備えを行います。

実際に地震などの発生した「**災害時**」には、初期消火、被災者の救出・救助、情報収集や避難所の運営といった非常に重要な役割を担っています。



6. 淀橋区自主防災会の組織

- (1) 淀橋区自主防災会は、会長を筆頭に、・顧問・相談役、及び副会長・防災委員、及び各班長、班員などで構成し、自主防災会の体制づくりを確立する。
- (2) **平常時、災害時**にかかわらず自主防災会として、機能することです。
いざ災害時には、淀橋区の「**災害対策本部**」として災害対応の指揮を行い、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるようにする。



7. 淀橋区自主防災会役員の役割

- (1) 淀橋区自主防災会役員は、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、区民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」の把握、防災訓練の指導などを行い、日頃から区民の防災を高めることに努めます。
- (2) 自主防災会の役員は、市内における最大震度が「**震度5強**」以上の地震を観測した時以下の事象が発生した時は、各地域で予め定めた「**1次避難地**」に参集してください。
- (3) 「**南海トラフ地震注意情報**」が発表された時。

[1] 本部役員の役割

自主防災会の本部役員は、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につける。

※ 活動班の役割の詳細は、[淀橋区自主防災会 活動班の役割] 参照。

| 役 職 | 災 害 時 の 役 割 | 平 常 時 の 役 割 |
|----------------------|--|--|
| 会 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・全般の統括・指揮 ・北高学区運営委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の昂揚 ・ 防災組織の充実 |
| 顧 問 相 談 役 | 本部の指揮 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災会指導・助言 |
| 副 会 長 | 会長の補佐 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の昂揚、充実 ・ 防災用資機材の整備 |
| 防 災 部 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 副会長とともに会長を補佐 ・ 4中学区運営委員 ・ 各班の活動を統括 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の昂揚、充実 ・ 防災用資機材の整備 |
| 渉 外 部 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 渉外事項の処理 ・ 救援物資の受給配分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の安全点検 ・ 訓練の届け出 ・ 災害保険の取り扱い |
| 記 録 部 長 記 録 副 部 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録に関わる一切に把握 ・ 避難所・救護所の人員把握 ・ 渉外部の支援・協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練資料の作成・記録の編集 ・ 防災倉庫の管理 |
| 施 設 部 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災資機材の調達 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災資機材の整備・管理 ・ 危険が予想される箇所のチェック |
| 会 計 部 長 | 資金・物資の調達 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災会の会計処理 |
| 監 査 部 長 | 会計委員を支援協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災会の会計監査 |

自主防災会活動マニュアル

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 改訂日 | 24年 07月 15日 | ページ |
| 作成日 | 16年 02月 13日 | 7 |

[2] 活動班の役割 ー 1

※ 活動班の役割の詳細は、[淀橋区自主防災会 活動班の役割] 参照。

| 活動班 | 災害時の役割 | 平常時の役割 |
|---------------------------------|--|---|
| 災害対策本部 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設営・管理。 ・ 災害対策本部要員の把握・充足。 ・ 各班に対する災害対応活動の動員と指示・要請。 ・ 災害対応活動に係る情報、及び記録の作成。 ・ 市災害対策本部との連携。 ・ 市町、及び指定避難所の管理者と調整。 ・ 各種団体に協力要請。 ・ 警備事項の指示。 ・ 他の班に属さない事項の処理。 ・ 総務班は事務局として活動。 ・ 災害ボランティアなどと調整。 ・ 防災マップの作成。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動班の役割分担を決める。 ・ 防災規約、計画の整備。 ・ 防災基礎知識の普及や啓発。 ・ 本部施設の計画設定。 ・ テント使用区分の設定。 ・ 防災訓練の実施と不備の改善。 (総合訓練・個別訓練) ・ 防災資機材の管理・保管。 ・ 各種団体の名簿の備え付け。 ・ 各種台帳の管理・整備。 ・ 区民名簿の整備。 ・ 緊急時連絡先の管理・整備。 ・ 人材台帳の管理・整備。 ・ 黄色いハンカチ作戦の推進。 |
| 情報部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の情報の収集・伝達。 ・ 市、災害対策本部との連絡。 ・ 区内の被害状況の報告。 (死傷者・建物・道路など) ・ 区内の被災後の巡回。 ・ 住民の安否確認 ・ 黄色いハンカチ作戦の把握。 ・ デマ防止対策、出所の確認。 ・ 二次災害軽減のための広報。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・伝達訓練。 ・ 地域地区の備え付け。 ・ 区民名簿の備え付け。 ・ 防災マップの作成。 ・ 巡回広報。 ・ 区内の災害危険箇所の把握・巡回点検。 ・ 防災無線の訓練。 |
| 避難誘導部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の呼び掛け。 ・ 避難者数の確認。 ・ 避難者が多い場合は、北高校か第4中校に避難する。 ・ 避難者が少ない場合は、区民館に避難するか本部と調整。 ・ 避難行動要支援者の避難支援。 ・ 区民の広域避難所への避難誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合場所・避難路の安全点検。 ・ 標識点検。 ・ 避難訓練の実施。 ・ 一次避難地の安全点検 ・ 広域避難所の安全点検 ・ 広域避難所への避難誘導の役割分担 |

自主防災会活動マニュアル

改訂日

24年 07月 15日

ページ

作成日

16年 02月 13日

8

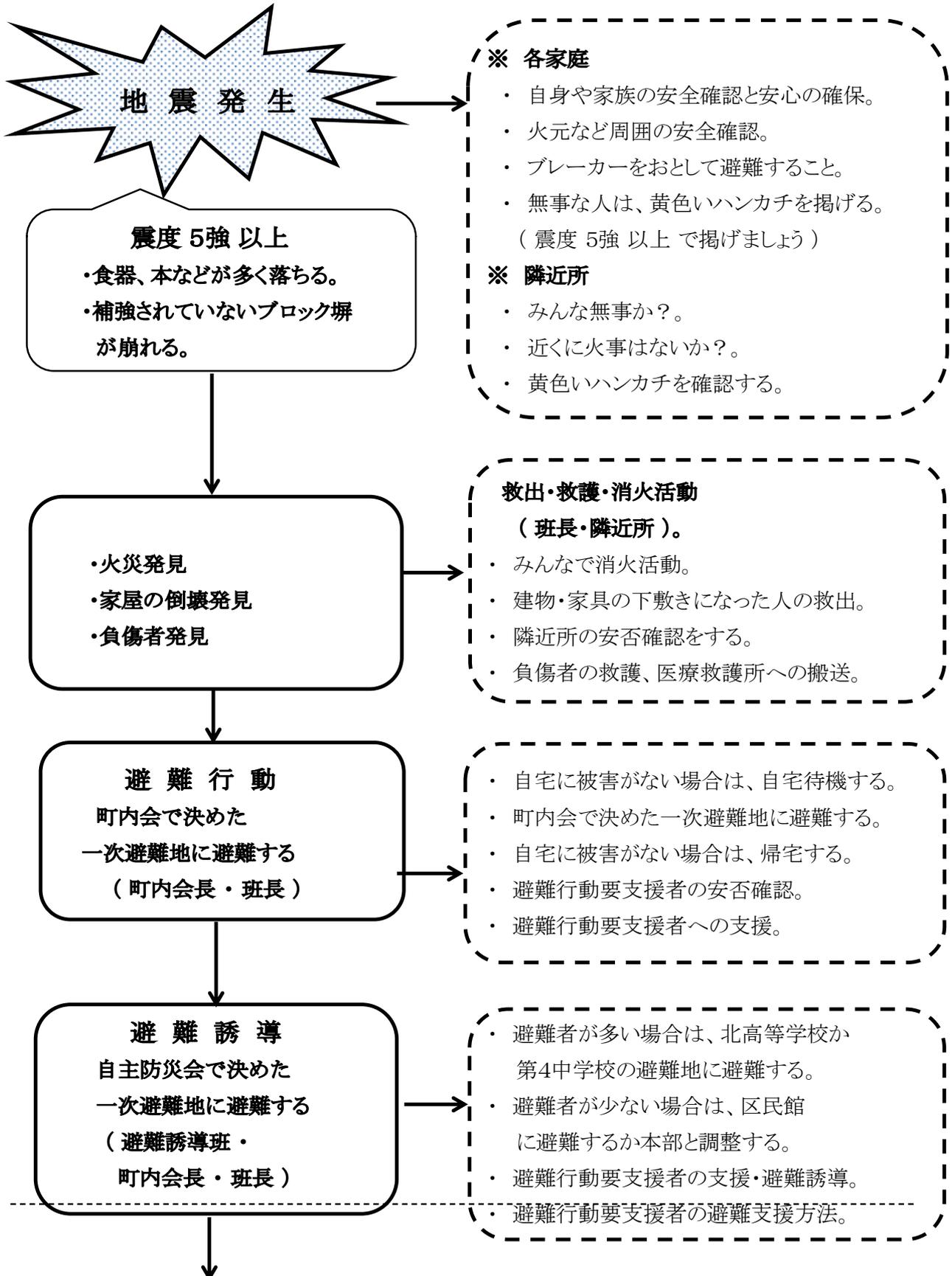
[2] 活動班の役割 ー 2

※ 活動班の役割の詳細は、[淀橋区自主防災会 活動班の役割] 参照

| | | 災害時の役割 | 平常時の役割 |
|---------------|-----|---|---|
| 救 出・ 救 護 部 | 救出班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人身被害の把握・報告。 ・ 負傷者の救出、応急処置。 ・ 負傷者搬送車両の確保。 ・ 病院との連絡、傷病者収容。 ・ 救急用品の補充。 ・ 伝染病防止対策の | <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者搬送車両の契約。 ・ 救急救命法（AED）習熟。 ・ 救急用資機材の整備。 ・ 救出用資機材の調達と整備。 ・ 救出・救助訓練の実施。 |
| | 救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の巡回点検。 ・ 区民の安否確認（黄色ハンカチ）。 ・ 負傷者の救出・救護活動。 ・ 防災機関への協力。 ・ 救護所の設営・管理。 ・ 重傷者の搬送、順位の決定。 ・ トリアージ・クラッシュ症候群。 ・ 傷病者の氏名・収容先の記録。 ・ 避難行動要支援者の避難支援。 ・ 救急用品の整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設営計画の作成。 ・ 人材台帳の作成。 （看護師、及び看護師経験者） ・ 区内医院と収容協定。 ・ 応急手当や衛生知識の普及。 ・ 避難行動要支援者の把握・対応。 ・ 仮設トイレの対策。 ・ トリアージ・クラッシュ症候群の勉強 |
| 給 水・給 食 部 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料・飲料水の運搬車両の確保。 ・ 給食設備の設営。 ・ 炊き出し量、献立などの決定。 ・ 食料・飲料水の受給配分。 ・ 炊き出し、物資配分の協力。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材台帳名簿の作成。 （調理士、及び調理士経験者） ・ 備蓄食料の整備・管理。 ・ 食料・飲料水の補給計画の作成 ・ 炊き出し用品、燃料の 備蓄・整備・管理。 |
| 消 火 部 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防水利の確保。 ・ 消防活動の実施。 ・ 初期消火活動。 ・ 出火防止、火災の警戒。 ・ 消防機関への協力。 ・ 警戒区域の設定。 ・ 災害現場の実態把握。 ・ 災害現場付近の交通整理。 ・ 交通安全淀橋分会へ協力要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬式ポンプの機能点検・整備。 ・ 可搬式ポンプの操作法の習熟。 ・ 消防水利図の作成、備え付け。 （消火栓・防水貯水槽） ・ 区内消火器の配置図の作成。 ・ 防災器具倉庫の点検・管理。 ・ 消火用備品一覧表作成。 ・ 小型発電機の点検整備。 ・ 消火器の使い方、消火訓練 |

6. 地震発生時の避難方法についての

[自主防災会]



[広域避難所]

富士宮北高等学校 ・ 富士宮第4中学校

地震発生
広域避難所
施設の点検

- ・ 施設敷地内（グラウンド）で
区別・班別にまとまって待機する。
- ・ 広域避難所の開設の受入準備。
- ・ 施設の安全点検。
- ・ 避難所開設チェックリストによる点検。
- ・ 避難行動要支援者の避難所の
開設の受入準備。

広域避難所
施設の開設

- ・ 広域避難所の開錠。
- ・ 避難者の受付け（避難者名簿）。
- ・ 避難行動要支援者の名簿の受付け。
（避難行動要支援者登録台帳）

淀橋区一次避難地と広域避難所

| 自主防災会 | 一次避難地 | 広域避難所 |
|------------|------------|----------|
| 1・3・4・6 町内 | 淀川中公園 | 富士宮北高等学校 |
| 2 町内 | 忠正寺 | |
| 8 町内 | ポテト東側駐車場 | |
| 5・7町内 | 富士宮第4中学校正門 | 富士宮第4中学校 |

広域避難所
での生活

- ・ 広域避難所委員に協力して。
秩序ある避難生活を。
- ・ 助け合い心を持とう。

9. 自主防災組織で行う、要配慮への支援

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々、**〔避難行動要支援者〕**にとっては、安全な場所へ避難することや避難所での生活を続けることなどに困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの支援が求められています。

〔1〕「災害対策基本法」の改正

- (1) 「**災害対策基本法**」の第49条の改正に伴い、平成 27年 4月 1日から、**〔高齢者、障害者、乳幼児、妊婦〕**など、災害時において、特に配慮を要する人を**〔災害時要援護者〕**から、**〔要配慮者〕**、及び**〔避難行動要支援者〕**という名称とすることになりました。

〔2〕要配慮者とは

- (1) 災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（要配慮者）

にとっては、安全な場所に避難する事や避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。

このような人々も適切な支援があれば、災害を避け身体や生命の安全を確保することができます。そのために地域の人たちの思いやりと支援が求められます。

- 身体障害のある人
 - ・ 肢体不自由な人
 - ・ 視覚に障害がある人
 - ・ 聴覚に障害がある人
 - ・ 視覚と聴覚の両方に障害がある人
 - ・ 内臓機能・免疫機能に障害がある人
- 知的障害のある人（知的機能に障害がある人）
- 発達障害のある人（自閉症・学習障害がある人）
- 精神障害のある人：精神的・心理的、及び行動上の機能に障害がある人
- 高齢者（要介護認定をうけている人 3～5）
 - ・ 常に介護が必要な人
 - ・ 座った姿勢が取れない
 - ・ 一人で生活している人
 - ・ 一人で歩くのが困難、歩いて移動できない
 - ・ 医療器材を使用している人
 - ・ 特殊な治療薬剤を常用している人
 - ・ 持続的な医療行為が必要な人
- 乳幼児・子供（自分で行動する能力がなく、判断できない人）
- 妊婦（妊娠中や出産直後の人）
- 外国人（日本語でのコミュニケーションが取れない）

[3] 避難行動要支援者とは

「**要配慮者**」のうち、災害が発生した場合や、発生する恐れがある場合に自ら避難することがその円滑、かつ迅速な避難をの確保を図るために特に支援を要する者。

避難行動要支援者台帳：様式 5」記載する。

[4] 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

- (1) 災害に関係する情報や災害発生後の情報などを確実に伝達するような配慮が必要です。
- (2) 避難場所・避難地では、**[避難行動要支援者]**が生活しやすい場所に配慮してください。
- (3) **[避難行動要支援者]**は、事前に誰かが避難場所・避難地までの避難を検討することが大切です。

[5] [避難行動要支援者] の避難行動支援の取組み

災害対策基本法の一部改正により、新たに、「**避難行動要支援者名簿**」の作成、名簿情報の関係者への提供などの規定が設けられました。

災害時の援護活動・事前対策の検討や防災訓練のため、富士宮市、自主防災会民生委員、児童委員は、本申請書に記載・提供した情報を利用します。

1 平常時の「避難行動要支援者」の避難支援

- (1) 富士宮市発行の**[避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書]**の作成。
- (2) **[避難行動要支援者]**の生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成し、プライバシーを保護する。
- (3) **[避難行動要支援者]**本人の同意を得て、平常時から避難行動要支援などの関係者に情報を提供する。

災害時要援護者：高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・傷病者・外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人。

- (4) **避難行動要支援者などの関係者**とは、区長・自主防災会会長・民生委員・児童委員・町内会長など。
- (5) **[申請書兼同意書]**の作成と提出は、関係者の手助けをした方の氏名を記載し、富士宮市市長に提出する。

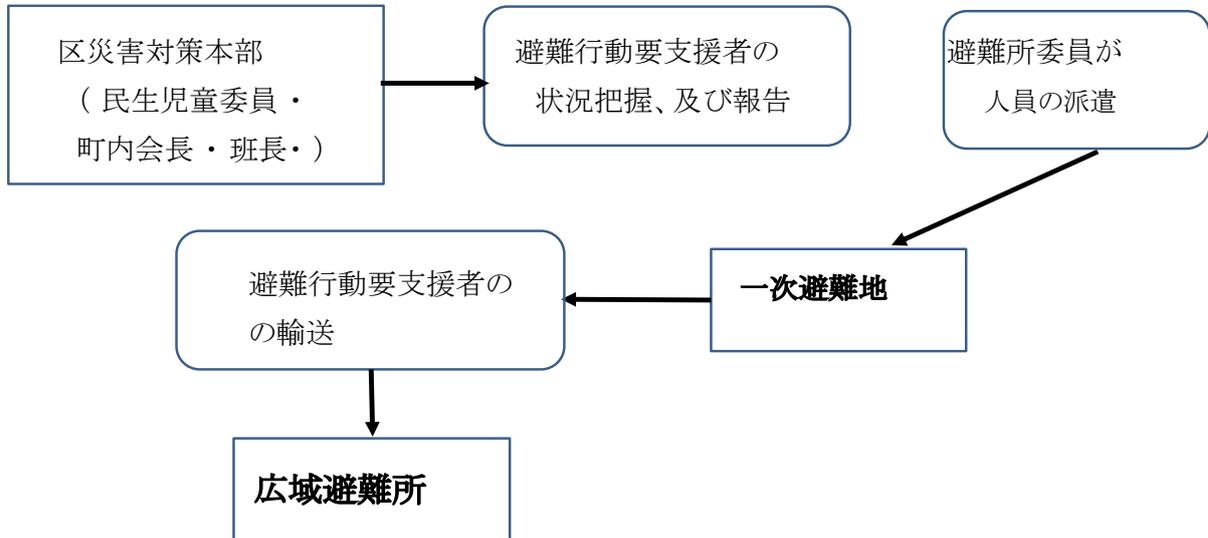
- (6) 要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況などを考慮し、名簿の作成に際し、必要な個人情報を記載し、適正な情報管理を行う。
[氏名・生年月日・性別・住所・居所・電話番号・連絡先・避難支援を必要とする事由]
- (7) 「**避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書**」の更新。
「**避難行動要支援者**」の状況は、常に変化しうることから、期間や仕組みを構築し、「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を最新の状態に保つこと。
- (8) 災害時には、**避難行動要支援者**の安否確認、避難支援などが確実に行える淀橋よう 区域で「**避難行動要支援者台帳**」を整備する。
- (9) 避難支援などの関係者への事前台帳情報の提供・共有する。
(区長・自主防災会会長・民生委員・児童委員・町内会長など)
- (10) **避難行動要支援者**への対応。
区域の方と協力して、**避難行動要支援者**を支援する取組みについて定める。
- (11) 名簿情報の提供を受けた**避難行動要支援者**などの関係者は、守秘義務などに留意すること。
- (12) 平常時から、名簿情報を提供することに「**不同意であった者**」についても、可能な範囲で、避難支援を名簿情報に基づいて避難支援を行う。

2 災害発生時の「**避難行動要支援者**」の避難支援

災害発生時の「**避難行動要支援者**」の避難支援には、マンパワーなどの支援する力が不可欠でありますので、実効性のある避難支援を計画することです。

- (1) 避難のための情報伝達に「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を活用する。
- (2) 「**避難行動要支援者台帳**」の情報を提供することに同意した者については、台帳情報に基づいて避難支援を行う。
- (3) 避難支援を行うに当たっては、避難支援など関係者の安全確保の措置をする。
- (4) 「**避難行動要支援者**」の安否確認を行う際は、「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を活用する。
- (5) 災害発生時に「**避難行動要支援者**」の避難支援などに必要な応援を得る。
(区長・自主防災会会長・町内会長・班長・民生児童委員・児童委員・町内会長・班長など)
- (6) 災害発生時に**不同意を含む**、「**避難行動要支援者**」の避難支援などに必要な応援を得るときは、その同意の有無に関わらず、必要な限度で実施する。

3 避難行動要支援者の 避難所開設までのフロー



4 「避難行動要支援者」の支援活動

- (1) **避難行動要支援者などの関係者**（区長・自主防災会会長・民生委員・児童委員・町内会長など）は、「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」に掲載された方に対し、日頃のお付き合いを通じて見守り、災害発生時は、地域住民と協力し、避難行動などの手助けを行う。
- (2) 「**避難行動要支援者の広域避難所**」を開設し、受け入れ態勢が整い次第、「**避難行動要支援者・家族**」に周知する。
- (3) 「**一次避難地（自宅）**」から、「**避難行動要支援者の広域避難所**」までの輸送を誰が行うか検討しておく。（町内会長・避難誘導班・班長）
- (4) 町内会長・避難誘導班・班長は、一般の避難所では避難生活が困難な**避難行動要支援者**の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者は、「**広域避難所の責任者**」に引き継ぐ。
（避難誘導班・町内会長・班長・）
- (5) 避難場所では、要配慮者が少しでも生活しやすい場所に配慮する。
- (6) 「**福祉避難場所**」では、
市では、要配慮者のための避難所として、医療的ケアなど、特に支援が必要な人が、避難する場所「**福祉避難場所**」を指定しています

第 2 章 平常時の防災活動

淀橋区自主防災会の活動

淀橋区自主防災会の活動には、「平常時」、「災害時」の活動があります。

その詳細は、「活動班役割管理規定」に示す。

平常時に住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を、図るとともに、災害発生時には、効果的な防災活動を行うためには、年間の防災計画をたてておく必要があります。

詳細は、ページ16の各種様式の点検・整備に示す。

1. 自主防災の活動

- (1) 自主防災会の編成と役割分担。
組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
- (2) 防災知識の普及、啓発事項、方法、実施時期などを定める。
- (3) 防災訓練の種別、実施計画と時期、及び回数。
- (4) 防災資機材の調達計画、及び、管理方法、保管場所、ついて定める
- (5) 情報の収集・伝達、及びその方法などについて定める。
- (6) 出火防止、初期消火。
出火防止対策、初期消火対策などについて定める。
- (7) 救出・救護活動、及び医療機関の連絡などを作成する。
- (8) 避難誘導。
避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所を定める。
- (9) 区民名簿の作成
各世帯ごとに、世帯主・住所・連絡先について記入する名簿です。

2. 自主防災活動への参加

- (1) 学習会や講習会・研修会の参加。
- (2) 地域防災人材バンクの活用。
- (3) 講演については、市に相談して紹介してもらう。
- (4) 県で公開している「地域防災人材バンク」に依頼する。

3. 各種様式の点検・整備

淀橋区自主防災会は、平常時に住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を、図るとともに、災害発生時には、効果的な防災活動を行うためには、様式の点検・整備が必要です。

(1) 自主防災会の編成と役割分担。

組織編成と各班の果たす役割を明確にする。

(2) 区民名簿（世帯台帳）を作成する。

各世帯毎に、世帯主について「**区民名簿（世帯台帳）：様式 1**」を作成する。

(3) 人材台帳を作成する。

災害時の応急救護や救出・救護、及び情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく「**人材台帳：様式 2**」作成する。

（現役・元の消防団員、警察官、自衛官、保険師・助産師、看護師、
整体整骨師、調理士・栄養士・アマチャー無線資格者）など。

① 「自主防災会にどのような人がいるか」

② 「災害時に技術的に活用できる人はいるか」

(3) 区内の被害状況を把握し、「**被害状況報告書：様式 3**」に記載する。

(4) 区内の避難状況を把握し、「**避難状況報告書：様式 4**」に記載する。

(5) 避難行動要支援者への対応。

① 区域の方と協力して、避難行動要支援者を支援する取組みについて定める。

② 災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難支援などが確実に
行えるよう、区域で「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を整備する。

(6) 給食・給水。食料・飲料水の確保、配給、炊き出しなどについて定め、
「**食料・飲料水備蓄品一覧表：様式 6**」を作成する。

① 必要な備品については、備蓄場所・備蓄品目・備蓄数量など

② 食料・飲料水は揃っているか、保管状況、賞味期限はよいか、「**年1回以上**」
点検・交換・管理をする。

(7) 必要な防災資機材の調達計画、及び、管理方法、保管場所、ついて定め、
「**防災資機材一覧表：様式 7**」を作成する。

区域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法

(8) 公的機関・医療機関、への連絡を定める。

「**緊急時連絡先一覧表：様式 8**」を作成する。

（市・消防署・警察署・病院・電気関係・ガス関係・上水道など）

(9) 救出・救護活動、及び医療機関の連絡などの連絡先を作成する。

「**救急医療用備蓄品一覧表：様式 9**」

4. 区民への防災知識の普及や啓発

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、事前に備えをする。

- (1) 地震時の家屋の倒壊や家具の転倒。
- (2) 地すべりの発生や台風・大雨による土石流、及び河川の氾濫。
- (3) 住宅密集地における火災発生。

5. 防災巡視や防災点検

- (1) 区域内の危険箇所や防災上の問題点をみんなで協議し、改善する必要がある場合は、対策をたてて解決する。
- (2) 区域の災害を受けやすい危険箇所（液状化現象など）の把握。
- (3) 危険防止措置の実施要請。
- (4) 区域の危険箇所などを周知するための防災マップを作成を行う。
- (5) 区域の一次避難地、避難場所などを周知する。

① 淀橋区 [一次避難地]

② 富士宮北高等学校 ・ 富士宮第4中学校 [広域避難所]

の詳細は、10ページを参照

6. 防災訓練の実施と訓練結果の不備の改善

「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練」、
「給食・給水訓練」、「避難誘導訓練」などに取組み、訓練の結果、
不備事項があるときは改善を図り、「自主防災会マニュアル・
活動班役割管理規定、様式」などを改訂する。

7. 地域防災訓練の方法

防災訓練では、下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。

この訓練が有機的な機能としてこそ人の命を救い災害を拡大させないことです。

- (1) 正しい知識、技術を習得するために、消防機関の指導を受ける。
- (2) 防災訓練終了後は、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- (3) 災害時要援護者にも配慮した効果的な防災訓練内容とする。
- (4) 市町や消防機関が主催する総合防災訓練には、積極的に参加する。

| 防 災 訓 練 項 目 | | 防 災 訓 練 内 容 |
|-------------|-------------------------------------|---|
| 総合訓練 | 総合防災訓練 (9月1日の防災の日、 又は8月最終日曜日) | 東海地震の発生が予知されたことを想定し、 国・県・市町・自主防災組織が協力して、 個別訓練によって習得した知識・技術を 総合して行う訓練。 |
| | 地域防災訓練 (12月の第1日曜日) | 各市単位で、自主防災組織を中心に 地震発生後の避難・消火・救護などの 一連の対応訓練を行います。 |
| 個別訓練 | 個々の訓練を行い それぞれの行動を 身につける訓練です。 | 情報収集・伝達訓練 初期消火訓練 救出・救護訓練、応急訓練 避難訓練 給食・給水訓練 その他の訓練 (避難所運営訓練、避難所体験訓練) |
| 体験イベント型訓練 | | 防災と直接には、関係しないイベント等に 防災要素を組み込んで行う訓練 |
| 災害図上訓練(DIG) | | 災害に対するイメージトレーニング 参加者が大きな地図を囲みながらゲーム感覚で 災害時の対応策を考える図上訓練です。 |

8. 総合防災訓練

1. 総合防災訓練の目的

大災害が起こったときには、家庭や道路などの被害ほかに、人的被害も大きくなることが予想されます。又、火災による被害、ガス漏れ、電気、水道、電話が使えなくなります。

公的防災機関では、各地で需要が多く到着が遅れるかもしれません。

緊急事態のなかでは、いち早く適切な応急活動が必要とされる。

このため、日頃の地域の特性にあった防災訓練が重要です。

防災訓練が定期的、かつ組織的に行い、より多くの人の訓練参加を募り、知識・方法・動きなどを学びます。

2. 防災訓練の実施時期

(1) 総合防災訓練（9月1日の防災の日、又は8月最終日曜日）

国・県・市町・各防災関係機関、自主防災組織が協力して、実施します。

個別訓練によって、習得した知識・技術を総合して、組織の相互の連絡をとり、それぞれ適切、効果的に防災活動ができるようにするための総合訓練を行う。

(2) 地域防災訓練（12月の第一日曜日）

地域防災の日で、東海地震クラスの大地震が発生したことを想定します。

各市町単位で、自主防災組織を中心に実際の災害時には、初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給食・給水などを一連の流れの中で実施することになります。

(3) 地震防災強化月間（11月）

自主防災組織やボランティアなど、地域防災を担う団体が地震防災対策に取り組む月間とします

(4) 津波避難訓練

津波対策推進旬間（3月11日の前後の10日間）

東日本大震災の教訓を生かすため、県・沿岸21市町、各防災機関、自主防災組織が協力して実施します。

住民に対する情報伝達、観光客など海浜利用者への避難勧告・指示、遭難者救助訓練、防潮水門閉鎖訓練などを実施し、津波防災行動を身につけることを目標とします。

8-3. 個別訓練

情報収集・伝達訓練、救出救護、初期消火、応急救護、DIGなど個々の訓練をそれぞれの行動を身につけることを目標とします。

(1) 情報収集・安否確認・伝達訓練

- ① 区域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災会の果たす役割が重要です。
- ② 災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置付け、これを通じて市町や消防機関等からの情報を地域住民に伝え、又は逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを収集し、市町や消防機関等に報告するための訓練を行う。
- ③ 災害情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報も有効である。
- ④ 区域の被害状況等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となります。
- ⑤ 区域内の被害状況、災害危険箇所の巡視結果、及び避難の状況等の情報を正確に、かつ迅速に収集する。
- ⑥ 富士宮市貸与の「**デジタル簡易無線機**」で、災害対策本部、及び**市指定の避難所（北高避難所・第4中学校）**への報告などを行う。
- ⑦ 区域住民から収集した情報は、「**淀橋区無線機(トランシーバー)**」共有するとともに地域ごとに整理し、自主防災本部へ報告する。
 - ・ 現場の住所、状況。
 - ・ 現在の措置、通報者。
 - ・ 負傷者の有無と程度。
 - ・ 避難所における避難者数、避難状況。
- ⑧ 区域住民にも整理した情報を伝達する。
- ⑨ 区域住民への情報を伝達を効率よく行うため、あらかじめ情報伝達経路を定めて置く。
 - ・ 10～20世帯、町内会・班ごとに分割する。
 - ・ 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉は避ける。
 - ・ 口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡す。
- ⑩ 情報の収集・伝達の手段として、防災無線を活用する。
- ⑪ 防災無線を活用する場合は、通信統制に従う無線機の運用訓練が必要です。
- ⑫ 情報の収集・伝達は、可能な限りメモをとる。

(2) 救出・救護訓練、応急訓練

倒壊からの救出訓練は、技術的、専門的な要素があるため、自主防災組織として、対応可能な救出訓練を実施します。

消防職員、大工、とび職人など手慣れた人を中心に救出の仕方を指導してもらいましょう。

- ① はしご、ロープ、エンジンカッターなどの救出用資機材の使用方法などについて技術を習得する。(倒壊家屋からの救出訓練は、技術的、専門的な要素があるため自主防災組織として、対応可能な救出訓練を実施する。)
- ② 負傷者の応急手当の方法、救護所への連絡の方法などについて習熟する。
- ③ 負傷者の搬送方法などについて習熟する。
- ④ 応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処理のことです。
- ⑤ 救出・救護訓練では、専門的な知識を要するので、消防署などの関連機関から救護の専門医に参加してもらい、指導を受けるようにします。
- ⑥ AED(自動体外式除細動器)使用方法について技術を習得する

(3) 初期消火訓練

「オイルパン・まと」などを使用して、可搬式ポンプ、消火器、バケツリレーなどにより、消火訓練を行う。

- ① 消火器を使用した訓練。
 - ・ 訓練場所は、空き地や延焼の恐れのない場所を選ぶ。
 - ・ 的を用意し、水消火器による訓練。
- ② 可搬式ポンプでの消火訓練。
 - ・ 消火員(筒先) : 2名
 - ・ 可搬式ポンプ操作員 : 1名、
 - ・ 指揮者(放水の合図) : 1名、
 - ・ 連絡員(指揮者の指示を連絡する) : 1名
 - ・ 予備員 : 1名。
- ③ バケツリレーでの消火訓練。

20名程度(水の入ったバケツ班と空バケツ班)のチームをつくる。
- ④ 消火用資機材の使用法、及び消火技術を習得する。
- ⑤ 火災予防運動などで防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける。

(4) 避難訓練

- ① 突然の災害時にも落ち着いて避難行動をとることが出来るようにするには、普段から避難経路、避難所を確認しておく必要があります。
- ② 情報班による避難指示の伝達。
- ③ 避難誘導班を中心として、組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所まで、迅速、かつ安全に避難できるようにする。

淀橋区一次避難地と広域避難所の詳細は、ページ9に示す。

- ④ 地域内の「**避難行動要支援者**」の避難支援が想定どおり機能しているか確認する。
- ⑤ 避難などで自宅を離れる際は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練も必要です。

(5) 給食・給水訓練

- ① 炊飯装置、濾過装置などの使用に限られた資機材を有効に活用し、食料や飲料水を確保する方法、技術を習得する。
- ② 食料や飲料水を効率よく配分する方法などについて検討する。
- ③ 救助物資を必要とする人数を町内会の判別に集約する。
- ④ 各班のリーダーが給食・給水システムに従って配給する。。
- ⑤ 食料は、各家庭において、最低3日間生活できる程度の備蓄を行う。
非常用持出品として、いつでも持ち出させるようにしておく。
- ⑥ 食料は、「**非常食3日分を含む、7日分**」を用意する。
- ⑦ 食べ慣れた食料を活用できるように備蓄を促進する。
[アルファ米・缶詰・カンパン・カロリービスケット] など
[お米・食パン・乾麺(パスタ・そば・うどん・カップラーメン・お菓子)] など
- ⑦ 普段からの買い置きや回転備蓄を習慣づける。
- ⑥ 飲料水は、「**ひとり、1日3リットルを7日分**」以上を用意する。
- ⑦ 釜や飯ごう・大鍋などを使用した炊き出し方法を覚える。
- ⑧ 要配慮者やアレルギー保持者への配慮をする。

8-4 災害図上訓練（DIG）

災害図上訓練（DIG）とは

- (1) 参加者が大きな地図を囲み、全員が書き込みを加えながらゲーム感覚で、ワイワイ楽しく議論をして、災害時の対応策を考える訓練のことです。
- (2) その過程で、被害の様相はより具体的なものとして、描きだされるでしょう。その地域の災害に対する強さ、弱さも明らかになります。
- (3) 災害図上訓練（DIG）とは

- **Disaster（災害）：D**
- **Imagination（想像）：I**
- **Game（ゲーム）：G**

頭文字をとって名づけられました、誰でも企画・運営できる簡単な災害図上訓練のノウハウの名前です。

- (4) 災害図上訓練（DIG）の特徴

① 人を知る

DIGでは、いざという時に頼りになる人はどこにいるのか？

「近所に手助けが必要な人はいないか？」などの情報を地図に書き込みます。

② 地域を知る

地図には、様々な情報があります。

「区域の構造はどうなっているのか」、「危険な場所や注意しなければならない施設は」地図に具体的な要素を書き込んでいく。

③ 災害を知る

自分の地域で起こり得る災害の様相を認識する。

「どこで、どの規模で、どういう被害の発生が予想されるか書き込んでいく」

- (5) 災害図上訓練（DIG）の作業の流れ

- ① テーマの決定。
- ② 会場の手配・設営。
- ③ 参加者への呼びかけ。
- ④ スタッフの役割分担。
 - **進行役**：全体の企画、進行、公表などをする人。
 - **スタッフ・補助**：進行役を補佐する人。
 - **プレイヤー**：地図を囲む参加者。

- ⑤ 事前に準備するもの。
- ・ 地図(住宅地図など)： 地図は、畳2畳の大きさにつなぎあわせる。
 - ・ 透明シート： 透明シートを購入する。
 - ・ 文房具類： テープ・模造紙・出席者名札・ハサミ・カッター・定規・12色油性ペンドットシール(大小多数)・付箋・白紙・色ピン
 - ・ セロハンテープ・ティッシュペーパー・丸型のカラーシール。
 - ・ 参加者の名札。
 - ・ 自治体作成の防災マップ、ハザードマップ。
 - ・ 被害想定データ： 被害想定や施設配置資料を配付
- ⑥ グループ分け。
- ・ 1グループ 5～10名程度 が適当です
 - ・ リーダーや記録係を決める。
 - ・ 参加者に名札をつける。
- 自己紹介により、討論しやすい雰囲気づくりをする。
- ⑦ テーマに応じて防災関係条件を書き込む。
- ・ 道路などの交通施設。
 - ・ 河川なども
 - ・ 市役所・病院・消防署・公園
 - ・ 一次避難地
 - ・ 危険な場所(山・崖くずれ)など
 - ・ 住宅密集地、古い建物

8 - 5 体験イベント型訓練

- (1) 防災と直接には関係しないイベントなどにおいて、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができる。
- (2) 「**防災キャンプ**」や地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技を行うなどの方法も有効です。

8 - 6 防災訓練の実施と訓練結果の不備の改善

「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練」、
「給食・給水訓練」、「避難誘導訓練」などに取組み、訓練の結果、
不備事項があるときは、「活動班役割管理規定、様式」などを改訂する。

第 3 章 災害時の防災活動

災害時は、平常時の活動において、みんなが学んだ情報を有効に活用するとともに「**初期消火、被災者の救出・救助、情報の収集、避難誘導、給食・給水**」といった役割を担います。

1. 地震が発生した場合の時間的経過と自主防災活動

| 経過時間 | 状 況 | 各個人の行動 | 自主防災活動 |
|------|---|--|---|
| 0 分 | 地 震 発 生 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れに注意し、身を守る ・素早く火の始末 ・玄関を開ける | |
| ～3 分 | <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった ・電気、水、電話などのライフラインの停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波、山、がけ崩れの危険の予想される地域は即避難 ・火元の確認 ・ガスの元栓を閉める ・電気のスイッチを切る ・ブレーカーを切る ・火が出ていても落ち着いて初期消火 ・家族の安全確認 ・家の中でも靴を履く ・家のなかの危険物に注意 | <ul style="list-style-type: none"> ・要避難地区の場合は隣近所に避難を呼びかける |
| ～5 分 | 身の回りの状況確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・みんな無事か ・となり近所に声をかける ・近所に火は出していないか ・大声で知らせる ・消火器や貯水槽の利用 ・漏電、ガス漏れ、余震に注意する | <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合い、見つからないひとは、いないか ・要配慮は大丈夫か |

自主防災会活動マニュアル

改訂日

24年 07月 15日

ページ

作成日

16年 02月 13日

26

| 経過時間 | 状況 | 各個人の行動 | 自主防災活動 |
|------|--|--|--|
| ～10分 | 隣近所の状況確認 | <ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れに注意し、身を守る 素早く火の始末 玄関を開ける | <ul style="list-style-type: none"> 情報班による地域内の被害情報収集 |
| 10分～ | <ul style="list-style-type: none"> 火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見 | <ul style="list-style-type: none"> みんなで消火活動 みんなで救出活動 家族の安否確認 情報が少なくても落ち着いて行動する デマに注意する | <ul style="list-style-type: none"> 消火班による初期消火 バケツリレー 可搬式ポンプ消火 救出救助班による救出活動 負傷者の応急救護 避難行動要支援者の避難の支援 市からの情報を正しく伝達 地域の事業所などの協力を得る 消火が困難な場合は、消防署へ支援要請 救出活動が困難な場合は、市、消防署へ支援要請 安否確認（我が家は大丈夫の黄色ハンカチ） |
| ～数日 | 避難生活 | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を 壊れた家には、入らない 助け合いの心を持つ 我慢も大切 備蓄品の有効利用に注意する | |

2. 災害応急活動に関する情報収集・伝達活動

- (1) 区域内の被害状況（死傷者や建物、道路の被災状況）火災の発生状況を迅速にとりまとめ、市災害対策本部・消防機関に報告する。
- (2) 公的防災機関から出される災害情報を住民に伝達する。
- (3) 事前に地域内の被害状況などを、担当者を決め、必要な情報を収集する。
- (4) 伝達すべき情報は、「建物、道路、及び橋などの被害状況、火災、がけ崩れなどの被害状況。
- (5) 電気・ガス・水道・電話などの復旧見通しなどです。
- (6) その被害状況を「**被害状況報告書：様式 1**」に記載する。
- (7) 同報無線や市の広報車。テレビ、ラジオインターネット、防災アプリなどで性格な情報を確認する。
- (8) 区域内の各家庭に伝えて、混乱が起こらないようにする。
- (9) 安否確認（我が家は大丈夫の黄色ハンカチ）する。
- (10) 被害状況は、自主防災組織本部や市対策本部に報告します。

3. 初期消火活動

- (1) 出火防止や初期消火のための活動を実施します。
- (2) 地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が（消火器・感電ブレーカー）などが大切です。
- (3) 自主防災組織は、初期消火、延焼を防ぐことが目的です。
- (4) 消防水利の確保、及び警戒区域の設定。
- (5) 火事の類焼・拡大を防ぎ、消防署や消防団が到着したあとは、指示に従います。

4. 救出・救助活動

- (1) 自分の安全を確認できたら、家族・隣人の救出をする。
- (2) 負傷者の居場所の情報を集める
- (3) けが人や倒壊した家屋の下敷きになった人たちを、救出用資機材を活用して、みんなで救出・救助活動します。
（ノコギリ・ハンマー・バール・ジャッキ・スコップ・ロープなど）
- (4) 自主防災組織による救出。
- (5) 被災者の埋没位置・人数などを把握する。
- (6) 負傷者に対し応急手当を行い、重傷者については、救急要請します。
- (7) 救出が困難な場合は、公的防災機関に救助要請を行います。

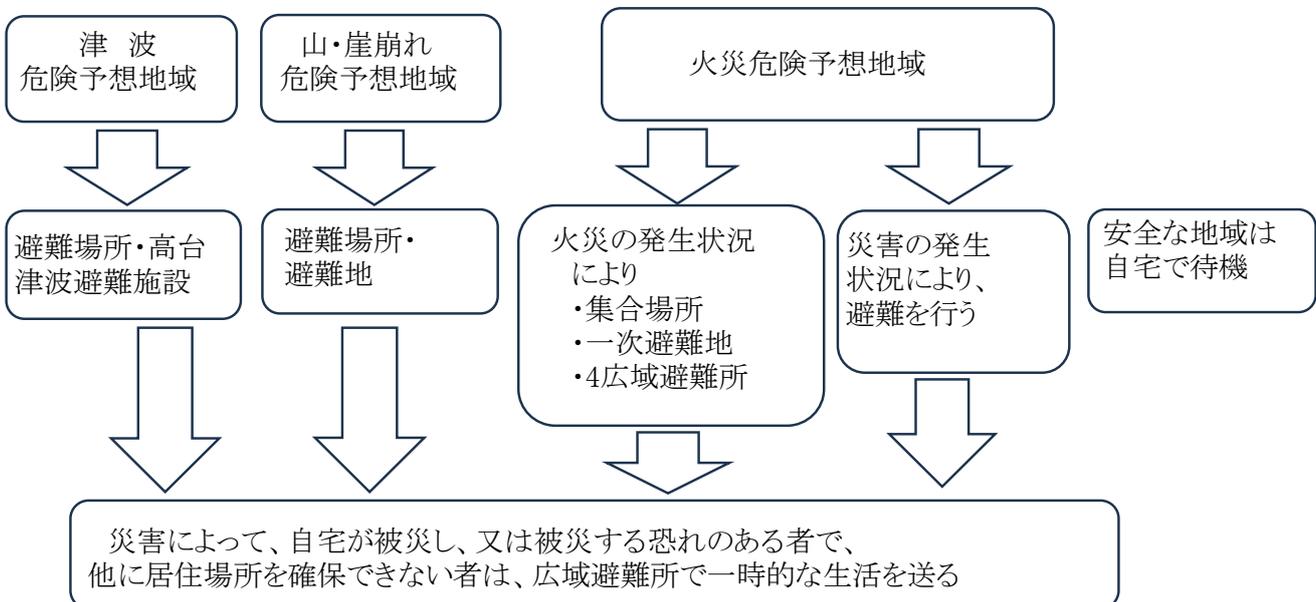
5. 避難行動（緊急避難）

〔5－1〕地震時の行動（緊急避難）

地域の危険性によっては、避難の方法が異なります。

自分の地域では、どのような避難行動が必要なのかよく理解しておくことです。

大きな地震が発生したら



〔5－2〕火山噴火時の行動

- (1) 気象庁は観測データから火山活動を24時間体制で観測し、噴火の前兆を捉えて噴火警報を発表する。
- (2) 住民に対し、これらの防災情報をテレビやラジオ、県防災アプリなどにより、お知らせする。
- (3) 火山噴火からの避難については、慌てず急がずに市からの指示に従って避難する。
- (4) 火山現象に応じた避難について
 - ① 火砕流、及び大きな隕石が到達可能性がある範囲からの避難。
極めて速度が速いため、噴火前に避難する。
 - ② 溶岩流が到達する可能性のある範囲から避難。
溶岩流は、火口範囲から広がる可能性が、流れる速度は比較的遅いことから、噴火開始後の避難としている。

- ③ 降灰の可能性のある範囲から避難。
- ・ 降灰堆積深さが30cm未満となる範囲は、自宅や最寄りの建物に避難する。
 - ・ 降灰堆積深さが30cm以上となる範囲は、降灰に耐える堅牢な建物に避難する。

[5 - 3] 避難誘導時の行動

- (1) 自宅に住むことが出来なく、自力で避難することが困難で支援を必要とする人、
- (2) 「**避難行動要支援者（高齢者・障害者・妊婦・乳幼児・傷病者・外国人）**」は、第1避難地などの安全な場所に避難誘導する。
- (3) 区民の避難者数を把握し、避難者が多い場合は、広域避難所の「**富士宮北高等学校・富士宮第4中校**」に避難誘導する。
- (4) **富士宮市災害対策本部**と調整する。
- (5) 避難者数が少ない場合は、「**淀橋区民館**」を避難所にするか、富士宮市災害対策本部と調整する。
- (6) 避難を指示する場合は、広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）に避難するかを周知し、「**避難状況報告書：様式 2**」記載する。
- (7) 広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）のグラウンドに到着しましたら、人員点呼、安否確認する。
- (8) 「**避難行動要支援者**」を確実に、「**広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）**」に、避難誘導し、「**避難状況報告書：様式 2**」に記載する。

[5 - 4] 避難所生活

- (1) **富士宮北高等学校5区の広域避難所（淀橋区・淀師区・二の宮区・琴平区・三園平区）**は、5区の自主防災組織と富士宮市・施設管理者の協力を得て、「**広域避難所**」を開設・運営します。
- (2) **富士宮第4中学校3区の広域避難所（淀橋区・淀師区・大中里区）**は、3区の自主防災組織と富士宮市・施設管理者の協力を得て、「**広域避難所**」を開設・運営します。
- (2) 「**広域避難所**」は、自宅が被災して住むことができなくなった人のための施設です。
- (3) 地震発生後、必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、安全を確認した上で利用する事ができます。
- (4) 避難所の開設運営にあたっては、密閉・密集・密接を避ける。

6. 給食・給水活動

(1) 避難者数が少ない場合は、「**淀橋区民館**」を避難所にする。

- ① 食料・飲料水、毛布などの応急物資を配分します。
- ② 必要に応じて炊き出し、献立などを行います。
- ③ 炊き出しに必要な給食設備の設営を行います。
- ④ 食料・飲料水などの運搬車両の確保。

7. 応急救護活動

- (1) 大量の負傷者がでますので、すぐに医者による治療が受けられとは限りません。
- (2) 負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行う。
- (3) 重傷患者は、救護所などの医療救護施設に搬送する。
- (4) 医療救護施設が設置される場所は、事前に市に確認する。

詳細は、ページ25、に示す。

- (5) 被災現場から、救護所や病院に負傷者を搬送する際には、一般の方にも、多数の負傷者の中から、誰を先に選ぶのかという判断がもとめられます。
- (6) 「**トリアージ**」により、負傷者の重傷度と緊急度に応じて振り分け、優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。

詳細は、ページ25、トリアージとはに示す。

8. クラッシュ症候群（控減症候群）

- (1) 95年1月17日の阪神・淡路大震災で、がれきの下に埋まった状態から救出された人が数時間後に症状が急に悪化して、死亡した例が多数ある。これが「**クラッシュ症候群（控減症候群）**」と呼ばれるものである。この時は、まだ一般に広く認知されておらず、概算の記録ではあるが少なくとも「**372人**」が発症し、そのうち「**50人**」が亡くなっている。
- (2) 「**クラッシュ症候群（控減症候群）**」ほど、早期発見、早期治療という災害医療の原則が有効なものはない。
- (3) 一般市民であるわたくし達は何もできないという傍観者になるのではなく、「**クラッシュ症候群（控減症候群）**」を正しく理解することが必要です。
- (4) そのような現場に遭遇したとき、むやみにがれきの撤去は行わず、「**119番**」、又は「**レスキュー隊**」が必要だと周りに知らせる。

(5) 「クラッシュ症候群とは」

- ① 交通事故や地震などの災害時に、車に挟まれる、又、建物の倒壊のがれきなどの重いものに腰や腕、腿(もも)などが2時間以上にわたり挟まされると、筋肉細胞が障害・壊死を起こす。
- ② それに伴ってミオグロビン(タンパク質)やカリウムといった物質が血中に混じると毒性の高い物質が蓄積される。
- ③ その後、救助されるときに圧迫されていた筋肉が解放されると血液を通じて毒素が急激に全身に広がり、心臓の機能を悪化させ、死に至る場合が多い。

(6) 「クラッシュ症候群」の簡単な見分け方

- ① 重いものに腰や腕、腿(もも)などが2時間以上に渡り挟まれる。
- ② パンパンに腫れ、点状出血している。
- ③ 尿が茶褐色に変色している。

(7) 救出したのに助からない「クラッシュ症候群」

- ① 筋肉細胞が障害・壊死を起こす。
- ② 軽度の筋肉痛や手足のしびれのどの症状を起こす。
- ③ 救出された時には元気でも数時間後に急死することがある。
- ④ たとえ一命をとりとめたとしても、その後、腎臓にダメージを受け、腎不全で亡くなってしまう場合がある

(8) 「クラッシュ症候群」の対処法

- ① 水分を摂らせる。
- ② 挟まれていた部分(四肢)より、心臓に近い側を縛る。
知識や経験のない場合はしない。
- ③ 挟まれていた状況と時間が医師にわかるよう服などに記録する。
- ④ 救護所や手近な病院ではなく、**直接医療機関(透析ができる)**へ搬送し、医師に告げ、輸液・薬物投与・血液中の有害物質の除去の処置が必要とする。

9. トリアージとは

- ① 被災現場から、救護所や病院に負傷者を搬送する際には、一般の方にも、多数の負傷者の中から、誰を先に選ぶのかという判断がもとめられます。
- ② 「**トリアージ**」により、負傷者の重傷度と緊急度に応じて振り分け、治療に優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。
- ③ 負傷者が、多数発生した場合に、負傷者の重傷度と緊急度によって判定結果を「**4色のカード（黒・赤・黄・緑）**」で表示し、治療や搬送先の順位を決定すること。

(1) スタート方式 トリアージ

- ① スタート方式は、血圧計などがなくても判定可能な**実践的なトリアージ方法**です。
- ② 呼吸や循環、意識状態などから判定し、どのような外傷かという診断は必要ありません。
- ③ **スタート方式は、あくまで目安です。**
- ④ 出血がひどい、骨が飛びだしているなど、一目で重症な外傷であることが明らか場合には、被災現場では、「**赤ダック・黄ダック**」と判定してください。
- ⑥ 判定に迷ったときには、**重い方のダックを選んで**ください。

(2) トリアージタグについて

救急隊員（搬送）や医師や看護師（治療）などのチームスタッフが優先順位を正しく判断できるようにする必要があります。

この時に用いられるのが、「**トリアージタグ**」と呼ばれる識別表です。

「**トリアージタグ**」には、下記のルールがあります。

- ① **トリアージは、傷病者全員に行う。**
- ② **生命 ⇒ 機能 ⇒ 美容** の優先順位を守る。
- ③ 一人のトリアージ判定に用いる時間は、「**30秒**」とする。
- ④ トリアージは、繰り返し行う。
- ⑤ トリアージの装着部位はの優先順位は、「**右手・左手・右足・左足・頸部**」の順につける。
- ⑥ 「**トリアージタグ**」には、色と数字によって、「**トリアージ区分**」が表示されており、切り離せるようになっています。
- ⑦ 搬送や治療の優先順位を決定したスタッフは、「**該当するトリアージ区分**」より、下の部分を切り離すことになっています。

(3) トリアージの判定結果と対応

| トリアージタック | | 判定の内容 | 搬送先 |
|-------------|--------------------------|---------------------------|--------------------|
| 黒タック | 死亡群 死亡、又は生命徴候がない | 搬送や治療の優先順位が最後となる | 救護病院 災害拠点病院 |
| 赤タック | 最優先治療群 生命に関わる重篤な状態 | 最優先で搬送や治療が優先となる | 災害拠点病院 |
| 黄タック | 待機的治療群 早期に処置をすべきもの | 搬送や入院治療が必要となる | 救護所で処置 自主防災会で処置 |
| 緑タック | 保留群 今すぐの処置や搬送の必要のないもの | 搬送や治療の順位が赤ダック、黄ダックの後必要となる | 基本的に処置 搬送しない |

(4) スタート方式トリアージによる判別方法

スタート方式は、救助者に対し傷病者が多い場合に対し、判断基準をできるだけ客観的、かつ簡素にしたものです。

- ① 車に挟まれる、及び建物の倒壊のがれきなどに腰や腕、腿(もも)などが2時間以上にわたり、挟まれていたか？ → **赤タック「クラッシュ症候群」**

ここから、トリアージ START

- ② 自分で呼吸をしていない
→ **黒タック「搬送や治療の優先順位が最後となる」**
- ③ 自分で呼吸をしている（呼吸回数が、1分間に30回以上）
→ **赤タック「最優先で搬送や治療が優先となる」**
- ④ 循環状態は、どうか：手首の動脈を触知できない
→ **赤タック「最優先で搬送や治療が優先となる」**
- ⑤ 「手を握って」、「目を開けて」などの指示に応じない
→ **赤タック「最優先で搬送や治療が優先となる」**
- ⑤ 「支えてもらって歩けない」 → **黄タック「搬送や入院治療が必要となる」**
- ⑥ 「支えてもらって歩ける」
→ **緑タック「搬送や治療の順位が赤タック、黄タックの後必要となる」**

- ⑦ 搬送・救命処置の優先順位は、「Ⅰ(赤) ⇒ Ⅱ(黄) ⇒ Ⅲ(緑)」となり、「Ⅳ(黒)」は、搬送・救命処置は原則行わない。

(5) 救護活動の応急トリアージ

〔救護所〕

- ① 富士宮救急医療センター
- ② 富士宮駅北口
- ③ 市立上野中学校
- ④ 市立北山中学校
- ⑤ 市立黒田小学校
- ⑥ 市立富士根北小学校
- ⑦ 市立大富士中学校
- ⑧ 市立富士根南中学校
- ⑨ 市立芝川中学校

〔救護医院〕

- ① 三浦医院
 - ② 佐野記念クリニック
 - ③ 後藤外科医院
- ※ 受入れ対象者
軽症患者：重症患者、中等症患者以外の者で医師の治療を必要とする者。

〔救護病院〕

- ① フジヤマ病院
 - ② 静岡富士病院
 - ③ 富士脳研病院
- 仮設救護病院
富士宮中央クリニック

〔災害拠点病院〕

- 富士宮市立病院
- ※ 受入れ対象者
重症患者：直ちに治療を開始しないと生命が危うい者。
クラッシュ症候群：手足が2時間以上

10. エコノミークラス症候群

ロングフライト症候群、又は旅行者血栓症ともよばれています。

飛行機で、長時間、同じ姿勢でいることで脚の静脈の血行が悪くなり、脚に血栓(血の塊)ができてしまう。

2016年4月16日に発生した熊本地震では、倒壊した住宅の下敷きになったり、土砂に巻き込まれるなどして、熊本県では、「49人」の死亡が確認されました。

地震後に車中泊で避難生活している50代の人が「エコノミークラス症候群」で死亡しました。又、「6人」が意識不明の重体となり、救急搬送されました。

震災により、避難所での生活を余儀なくされた場合、特にこの危険は増します。

避難所では、朝にラジオ体操を実施して、「エコノミークラス症候群」を予防します。

(1) 「エコノミークラス症候群」にかかるリスクが高い人の特徴

- ① 肥満である。
- ② 静脈瘤をおこしている、起こしたことがある。
- ③ 生活習慣病を持っている。
- ④ 喫煙者である。
- ⑤ 40才以上の女性である。
- ⑥ 足を組むくせがある。
- ⑦ 水分をとらないと、水分不足で血栓ができる原因になります。

(2) 「エコノミークラス症候群」を予防するマッサージと運動

- ① 足首を動かす。
- ② つま先や指を動かす。
- ③ ふくらはぎのマッサージ。
- ④ 肩を動かすストレッチ。
- ⑤ 十分な水分をとらないとります。

第 4 章 災害時の 備え

1. 防災資機材の整備

- (1) 自主防災会が役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な防災資機材などを備えておかなければなりません。
- (2) 必要な防災資機材の調達計画、及び、管理方法、保管場所、ついて定める。
- (3) 防災資機材の保管・管理にあたっては、用途・目的に合わせて、防災拠点での管理や町内ごとの分散管理を行う。
「**防災資機材一覧表：様式 7**」を作成する。
- (4) 防災資機材は、「**年 1 回**」は、不足しているものはないか、新たに必要とされるものがないか計画的に整備する。
区域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法
- (5) 防災拠点での管理や町内ごとの分散管理を行う。

| | | | |
|---------------------|-----|-------------|-----|
| 自主防災会活動マニュアル | 改訂日 | 24年 07月 15日 | ページ |
| | 作成日 | 16年 02月 13日 | 36 |

目的別の主な防災資機材

| 目的 | 防災資機材 |
|----------|--|
| 災害対策本部 | 机・椅子・ホワイトボード・防災用無線機・電池式メガホン・携帯用ラジオ・通信機器・懐中電灯・住宅地図・避難所地図・消防水利地図 文房具一式(模造紙・画用紙・メモ帳・油性マジック・サインペン・ボールペン) 区民名簿・役員名簿・班員名簿・要援護者台帳・人材台帳 |
| 情報収集・伝達用 | 防災用無線機・電池式メガホン・携帯用ラジオ・住宅地図・模造紙・文房具一式(模造紙・画用紙・メモ帳・油性マジック・サインペン・ボールペン) 災害用自転車・原付バイク・掲示版・回覧板 |
| 初期消火用 | 可搬式動力ポンプ・可搬式散水装置・簡易防火水槽・ホース・消火器・ヘルメット・水バケツ・防火井戸・発電機・ガソリン携行缶 |
| 水防用 | 防水シート・シャベル・ツルハシ・スコップ・ロープ・土のう袋・ゴム手袋 |
| 救出用 | バール・はしご・のこぎり・ジャッキ・ペンチ・チェーンソー・スコップ ハンマー・掛矢・ロープ・エンジンカッター・防塵マスク・投光器 リヤカー・一輪車・ロープ・ブルーシート・チェンブロック・コードリール 油圧ジャッキ・発電機 |
| 救護用 | 担架・救急箱・テント・毛布・ブルーシート・簡易ベット |
| 避難所用 | リヤカー・発電機・警報器具・携帯用投光器・標識板・強力ライト・簡易トイレ・テントトイレ・寝袋 |
| 給食・給水用 | 炊飯装置・鍋・コンロ・ガスボンベ・給水タンク・飲料用水槽 |
| その他 | ビニールシート・コンセント・コードリール・携帯電話充電器 ごみ袋・毛布・寝袋 |

2. 家庭内対策の促進

区民への防災知識の普及や啓発

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、事前に備えをする。

発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水などの
救援物資が十分に行き渡らない避難所もあります。

住民には、「自分の家は大丈夫」、「自分だけは、大丈夫」という意識があり、
これらのことから、各家庭対策が進んでおりません。

東日本大震災の状況を思い出し、この対策に取り組んで下さい。

[2 - 1] 家屋の耐震診断と補強

(1) 建物の耐震性の判断、補強。

- ① 「昭和56年（1981年）6月以前」の建物は、[震度5強]を超える地震に耐える耐震基準により、**設計された建物であることが確認されて**いません。
- ② 「昭和56年（1981年）6月以降」の建物については、[震度6強]の揺れに耐えられる**設計であることを確認してください。**
- ③ そこで建物の建築時期を把握することにより、建物の耐震性が確認できます。
- ④ 建物の耐震補強（耐震・制震・免震）を実施する。
- ⑤ 本格的な補強ではないが、柱が折れること、天井が落ちることを防ぐ補強をして、人の生存空間が残るように簡易な耐震補強をする。

(2) 耐震設計や耐震補強工事に対するの詳細は、

「プロジェクトTOUKAI-0」のホームページを検索して下さい。

[2 - 2] ブロック塀の点検と改善

- (1) 門柱やブロック塀は、見かけはしつかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものが沢山あります。
- (2) これらの門柱やブロック塀は、倒壊する被害で避難路や緊急輸送路に面したところでは、通行の妨げになります。
- (3) 門柱やブロック塀のある家には、是非、点検・改善の実施を呼びかけてください。

[2 - 3] ガラスの飛散防止

「強化ガラス」などに取替えたり、「ガラス飛散防止フィルム」を貼ることで防止できます。

[2 - 4] 家具類、電化製品の転倒・落下防止

(1) タンスや食器棚などの家具類のほか、冷蔵庫やテレビといった電化製品が転倒・落下して怪我をしては何の意味もありませんので注意が必要です

- ① タンスや食器棚などは、しっかり固定する。
- ② 冷蔵庫やテレビなども、しっかり固定する。
- ③ 寝る場所は、タンスや食器棚などの家具類のない部屋に。

[2 - 5] 出火防止

日常的に「**出火防止対策**」を行う。

- (1) 日常的に消火器やバケツを用意しておく。
- (2) ストーブやガスコンロなどの暖房器具や火気器具が火災の原因になりますので、「**耐震自動消火装置付き**」にする。
- (3) プロパンガスボンベは、転倒しないように固定しておく。
- (4) ガス機器は、「**安全器具や安全装置付き**」にしておく。
- (5) 避難時には、「**ブレーカー遮断**」にしておく。

[2 - 6] 非常持出品の準備

- (1) 非常持出品は、避難時にすぐ持ち出せる場所に保管しておく。
- (2) 非常持出品は、家族の人数に合わせて用意しておく。
- (3) 当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品などを準備しておく。
- (4) 日頃服用している薬やかかりつけの病院、及び介護支援員などを記載したのもも準備しておく。

「準備する非常持出品」

- ① 携帯ラジオ・懐中電灯・予備の乾電池。
- ② ヘルメット・防災頭巾・ライター・マッチ。
- ③ ティッシュペーパー・トイレトペーパー。
- ④ ナイフ・缶切り・スプーン・はし・カップ。
- ⑤ 下着・靴下・タオル・生理用品・手袋・雨具・ビニール袋・リュックサック・ロープ。
- ⑥ 手袋・雨具・ビニール袋・リュックサック・ロープ。
- ⑦ 屋外避難も想定して、テント・ブルーシート・毛布・寝袋
- ⑧ 救急薬品・常備薬
- ⑨ 夜、寝ているときも

身近な所(枕元)に、懐中電灯、ラジオ、靴又はスリッパなどをおく。

「あると便利なもの」

- ① アルコール消毒液・ラップ・フィルム。
- ② マスク・ドライシャンプー。
- ③ 自転車・バイク・テント。
- ④ ホイッスル・ウエットシート。
- ⑤ 保険証・免許証。
- ⑤ 水用ポリタンク。
- ⑦ 携帯トイレ

【2-7】食料・飲料水の備蓄

- (1) 食料は、非常食3日分含む、7日分
食べ慣れた食料を活用する。
- (2) 飲料水は、一人1日3リットルを7日分
- (3) 卓上コンロ、ボンベ、ビニールテープ、ガムテープ、ビニールシート

【2-8】赤ちゃんのいる家庭では

- (1) 飲料水・ミルク・哺乳瓶。
- (2) 離乳食・スプーン。
- (3) 着替え・オムツ清浄面・おんぶ紐。
- (4) タオル・バスタオル・ベビー毛布。
- (5) ガーゼ・ハンカチ。
- (5) ビニール袋・石けん。

【2-9】妊婦のいる家庭では

- (1) 脱脂綿・ガーゼ・サラン・T字帯・清浄面。
- (2) 新生児用品・チリ神・ビニール風呂敷・ビニール袋。
- (3) 母子手帳。
- (4) 新聞紙・石けん。

【2-10】生活全般に支援が必要な要配慮者

着替え・オムツ・ティッシュペーパー・タオル・バスタオル・毛布・ガーゼ・ハンカチ・ビニール袋・ビニールシート・母子手帳・新聞紙・石鹸など。
障害者手帳・保護具・薬など。

[2 - 11] アレルギーをもつ子供がいる家庭

災害時など、緊急に子供が一人になってしまう場合に備え、他の人にアレルギー食材などの情報を正確に伝え、適切に対応してもらえるためにアレルギー症状や対処方法などの情報を記載したカードを作成しておく。

[2 - 12] 安否確認

3. 命のパスポート

地震が起きても自分と家族が無事でいられ、落ち着いて安否確認などの行動がとれるように「命のパスポート」を活用してください。
静岡県危機管理部のホームページからダウンロードしてください。

4. 災害伝言ダイヤル「171」

音声による伝言板、や携帯電話によるメールサービス災害伝言板のによる手段があります。
詳細は、別紙に示す。

5. 避難場所・避難地の確認

災害が発生したときの避難のため、市はあらかじめ避難場所・避難地を指定しますので、あらかじめ確認しておきましょう。

[広 域 避 難 所]

富士宮北高等学校 ・ 富士宮第4中学校 9ページ参照

自主防災会活動マニュアルの見直し

- (1) 定期による見直し ～ 年 1 回（5月）行う。
- (2) 臨時による見直し ～ 必要に応じて見直し（改訂）を行う。
- (3) 管理すべき文書は識別し、最新版の管理「改訂・更新」がわかること。
- (4) 改訂・更新する文書は、「改訂年月日」を付して識別管理すること。